

2020年（令和2年）1月10日

お客様各位

植木剪定、草刈、除草・清掃・清掃等作業で発生する
剪定枝、草ごみの取扱いについて

シルバー人材センター（以下「本シルバー」という。）が行いました植木剪定、草刈、除草・清掃等の各作業で発生した剪定枝や草ごみにつきましては、作業した本シルバーが排出者になるため、本シルバーが排出する「事業系ごみ」として取扱われます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律においては、「事業系ごみ」の処理は、排出者である本シルバーが処理することになり、お客様が「家庭ごみ」として処理することは出来ませんので、改めてご承知おきください。

なお、ごみの処理に係る運搬費用については、各作業代金とは別にごみの量に応じたご請求となりますので、ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

事務担当
シルバー人材センター個人担当
電話 0466-27-1100